

令和元年度地方分権改革推進提案募集における自治体等からの要望事項について

管理番号：278 提案区分：B 地方に対する規制緩和 提案分野：医療・福祉

提案事項（事項名）

障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用要件の緩和について

提案団体

指定都市市長会

求める措置の具体的内容

重度障害児支援加算費の適用要件について、障害児入所施設の小規模グループケア化に対応できるよう、加算対象の施設要件を緩和する。

具体的な支障事例

障害児入所施設において、重度障害児を受け入れたことによる報酬の評価（加算）については、障害児の支援度に係る要件だけでなく、厚生労働大臣が定める施設基準（①重度障害児専用棟を設ける。②専用棟の定員 20 名以上とする。③居室については 1 階に設ける 等）が設けられている。

本市においては、障害児入所施設について小規模グループケアを進めているところだが、上記の施設基準（専用棟の定員 20 名以上等）があるため、重度障害児を受け入れている小規模グループケアにおいて、重度障害児支援加算を受けることが出来ない場合が多く、運営面での負担となっている。

（参考）重度障害児支援加算の要件を満たす岡山市の重度障害児の福祉型障害児施設入所者数（平成 31 年 3 月現在）：25 名

⇒このうち、14 名が重度障害児支援加算が受けられていない

国としても障害児入所施設について、小規模グループケア化を推進するよう示している一方で、重度障害児支援加算については定員を 20 人以上としていることは、制度として一貫していないと考える。

制度改正による効果

施設基準を緩和することにより、小規模グループケアによる重度障害児の受け入れの促進が見込まれ、住民サービスの向上に資するとともに、より安定した施設の運営が可能となる。

根拠法令等

児童福祉法 24 条の 2、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準、重度障害児支援加算費実施要綱

各府省からの第一次回答

障害児入所施設における報酬の在り方については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部において検討し、2021 年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。